

福岡県公報

平成31年2月5日
第4065号

目次

告示 (第64号・第65号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定 (建築指導課) 1

公 告

- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) 3
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) 4
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) 4

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) 5

告 示

福岡県告示第64号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	一般国道	322号	前	久留米市合川町32番15先から 久留米市野中町417番8先まで	20.0 ～ 37.8	240.0
			後	久留米市合川町32番25先から 久留米市野中町417番8先まで	17.6 ～ 37.8	251.2

福岡県告示第65号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の7第1項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関の指定の更新をしたので、次のとおり公示する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	指定構造計算適合性判定機関の住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	指定の更新年月日
福岡県知事第4号	九州住宅保証株式会社	福岡市中央区薬院一丁目13番8号	福岡市中央区薬院一丁目13番8号	平成31年3月3日

公 告

公告

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第6条の3第2項の規定に基づき、平成30年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、沼新町一丁目・二丁目・三丁目、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部及び御開二丁目・三丁目
福岡市	西区 愛宕二丁目・三丁目の各一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字伊登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高下庄の一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 沼緑町二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、大字沼、葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目・六丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目の各一部
福岡市	西区 愛宕二丁目・三丁目の各一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌の一部、健老町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字伊加利・大字位登の各一部
柳川市	矢加部、立石、金納、蒲生
大川市	一木、津、小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	光町、宝町、大和町
古賀市	谷山の一部
宮若市	四郎丸・山口の各一部
みやま市	瀬高下庄の一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山の一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越・下糸田の各一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	節丸・光富・上原・吉岡・綾野・下原の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

公告

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加来 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲俣 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地 2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

2 退任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地 2

3 就任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加来 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲俣 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地 1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地 2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地 3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

4 就任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地 2

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字宮ノ前2328番 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市三沢3678番地 1

中村 剛史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大崎字北牟田938番 1 及び938番12から938番19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区平尾二丁目16番 5号

株式会社プロリックス

代表取締役 堀田 久

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第70条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成31年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営板付住宅	福岡市博多区	5,200円	15,600円	平成30年12月11日
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区	5,800円	17,400円	平成30年12月11日
福岡県営城山住宅	田川市	2,500円	7,500円	平成30年12月11日

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成31年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 放置車両の形態等

放 置 場 所	福岡市博多区千代一丁目2番地23号 福岡県営千代住宅1棟通路横
撤去通告貼付けの日	平成30年12月21日
メーカー名	SUZUKI
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	不明

所有者（運輸局等照会）	不明
車名	レッツ4
塗色	銀
車台番号	CA41A - 110010
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

平成31年2月5日

福岡県知事 小 川 洋

1 放置車両の形態等

放 置 場 所	福岡市博多区千代一丁目2番地23号 福岡県営千代住宅1棟通路横
撤去通告貼付けの日	平成30年12月26日
メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号	福岡市城 に 84 - 84
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	ライブ ディオ
塗色	白
車台番号	AF34 - 1332438
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

公安委員会

福岡県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成31年2月5日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成31年5月8日（水）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成31年5月9日（木）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成31年4月8日（月）から同年4月10日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地为疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。